

【正会員】

※50音順

- 株式会社浅沼組
- 瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業
- 株式会社植木組
- 梅林建設株式会社
- 株式会社エイト日本技術開発
- 株式会社NTTデータ
- 大阪ガス株式会社
- 大林ファシリティーズ株式会社
- 鹿島建設株式会社
- 鹿島建物総合管理株式会社
- 鹿島道路株式会社
- 川崎重工業株式会社
- 株式会社九電工
- 株式会社協栄
- 株式会社共同
- 株式会社共立
- 株式会社熊谷組
- 株式会社グリーンパル
- 株式会社グリーンハウス
- 株式会社御殿場衛生社
- 五洋建設株式会社
- 株式会社コングレ
- 株式会社サンワコン
- 株式会社JM
- 清水建設株式会社
- 株式会社小学館集英社プロダクション
- 世紀東急工業株式会社
- 星光ビル管理株式会社
- 株式会社ダイケングループ
- 大成建設株式会社
- 大星ビル管理株式会社
- 大日本コンサルタント株式会社
- 大和ハウス工業株式会社

- 大和リース株式会社
- 株式会社竹中工務店
- 株式会社竹中土木
- 株式会社田中工務店
- 株式会社長大
- 東亜建設工業株式会社
- 東急建設株式会社
- 東京青山・青木・狛法律事務所
- 東京電力株式会社
- 東洋建設株式会社
- 株式会社トータルメディア開発研究所
- 株式会社図書館流通センター
- 戸田建設株式会社
- 株式会社内藤ハウス
- 中道リース株式会社
- 西松建設株式会社
- 日本道路株式会社
- 日本管財株式会社
- 株式会社日本総合研究所
- 株式会社乃村工藝社
- 株式会社間組
- 株式会社早野組
- 株式会社ハリマビステム
- 株式会社福田組
- フジ化成工業株式会社
- 富士建設工業株式会社
- マーシュローカージャパン株式会社
- 前田建設工業株式会社
- みずほ総合研究所株式会社
- 三井造船株式会社
- 株式会社三菱総合研究所
- 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
- 株式会社宮本工業所

【特別会員】

※都道府県順

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・滝川市 ・苫小牧市 ・根室市 ・一関市 ・岩手県 ・紫波町 ・名取市 ・東松島市 ・長井市 ・足利市 ・小山市 ・日光市 ・渋川市 ・つくばみらい市 ・日立市 ・水戸市 ・龍ヶ崎 ・久喜市 ・鶴ヶ島市 ・飯能市 ・三郷市 ・旭市 ・柏市 ・館山市 ・流山市 ・足立区 ・北区 | <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市 ・東村山市 ・武蔵野市 ・鎌倉市 ・相模原市 ・座間市 ・平塚市 ・三浦市 ・糸魚川市 ・柏崎市 ・新潟県 ・新潟市 ・妙高市 ・諏訪市 ・石川県 ・加賀市 ・あわら市 ・御殿場市・小山町広域行政組合 ・静岡市 ・沼津市 ・岡崎市 ・尾張旭市 ・豊川市 ・大垣市 ・土岐市 ・亀岡市 ・京田辺市 | <ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市 ・和泉市 ・茨木市 ・箕面市 ・相生市 ・加古川市 ・三田市 ・高砂市 ・西脇市 ・姫路市 ・五條市 ・新宮市 ・和歌山県 ・和歌山市 ・徳島県 ・まんのう町 ・愛南町 ・大洲市 ・井原市 ・岡山県 ・米子市 ・下関市 ・久留米市 ・津久見市 ・大村市 ・荒尾市 ・宮崎県 |
|--|---|--|

指定管理者制度 推進研究所

ご案内



お申し込み・お問合せ先

指定管理者制度推進研究所

〒108-0014 東京都港区芝4-3-7 エムジー田町ビル4階

電話: 03-6693-5986 (平日10:00~17:00)

FAX: 03-6693-5987

E-Mail: info@pppkenkyu.com

URL: <http://www.pppkenkyu.com>

『指定管理者制度推進研究所』設立にあたり



所長 植田 和男

特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 理事長

平成15年9月に指定管理者制度が導入され、公共施設の管理運営を民間企業等にも任せ、公共サービスの向上を目的とした画期的な制度が始まりました。以来、指定管理者制度を活用してきた地方自治体等の公共部門と新たな市場に参加した民間部門の各々において多くの課題が提起されてきました。

- ① 地方自治体等における経験、情報の共有を目的とするネットワークがなく、制度の改善が遅々として進んでいない。
- ② 民間部門側において、個々の契約形態、業務範囲、インセンティブ、リスク分担、赤字補填、修繕費の考え方、利益処分の方法、入札参加資格等における課題に対する解決が示されることなく、新しい案件の中で同様に繰り返されている。
- ③ 他の官民連携の手法であるPFI、市場化テスト等における経験、制度的な先進性を指定管理者制度に活用するシステムになっていない。
- ④ 昨今、複合施設における官民連携の手法として、PFI事業の一部公共部分の運営等を指定管理者制度として実施する等、PFI制度と指定管理者制度の整合性の検討が求められている。
- ⑤ 上記に係る、制度改正等に係る提言をする公的、中立的機関が存在しない。

上記の改善をはかる為、日本PFI・PPP協会の経験、ノウハウを官民双方の課題解決や提言を組織的に実施する団体として、今般日本PFI・PPP協会内に「指定管理者制度推進研究所」を設立することになりました。皆様のご参加をお待ちしています。

1. 「指定管理者制度推進研究所」の設立目的

- ① 指定管理者制度に関する経験・情報の共有化のためのネットワークの構築
- ② 指定管理者制度の改善のための研究
- ③ 指定管理者制度の改善のための法改正等に関わる中立的な提言や働きかけ
- ④ 指定管理者制度に関するセミナーや研修の実施
- ⑤ 指定管理者制度に関する資格制度の創設、運営
- ⑥ 指定管理者制度に係る協定(契約)に関する相談窓口

2. 会員のメリット

■ 民間企業のメリット

- ① 法律相談所の利用
- ② シニア・アドバイザー資格制度の活用
- ③ あらゆる方面における事例の活用
- ④ 指定管理者制度に関する相談
- ⑤ 行政、民間企業との情報交換

■ 行政関係者のメリット

- ① 他自治体の事例の活用
- ② 法律相談所の利用
- ③ 指定管理者制度等に関する相談

【指定管理者制度とは】

平成15年に地方自治法が改正され、新たに創設された制度です。

(「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)」平成15年9月2日施行)

公の施設は、これまで、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って管理を委託することができました。

この法改正により、これらの団体に加え、幅広く民間事業者を含んだ「指定管理者」が公の施設の管理を代行することができるようになりました。

公の施設は、指定管理者制度か自治体による直営か、どちらかの方法で管理することになります。

この制度により、民間の手法を公の施設についても、施設の設置目的にそって、活用することができ、効果的で効率的な管理運営を行い、住民サービスを一層向上させることができるようになりました。



3. 組織図

